

第十九回国会
衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第十一号

(九三三)

昭和二十九年五月六日(木曜日)

午後二時四十二分開議

出席委員

委員長 森 三樹二君

理事 大村 清一君 理事 鍛冶 良作君

理事 田嶋 好文君 理事 高瀬 傳君

理事 島上善五郎君 理事 竹谷源太郎君

尾関 義一君 中嶋 太郎君

並木 芳雄君 飛鳥田一雄君

石村 英雄君 加藤 鐵造君

鈴木 義男君 三輪 壽壯君

出席政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君

総理府事務官(自治庁選挙部長) 金丸 三郎君

本日の会議に付した事件

小委員長より報告聴取の件

公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七号)

公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七五号)

公職選挙法改正に関する件

○森委員長 これより会議を開きます。日程を変更して、公職選挙法改正に関する件について調査を進めることにいたします。

最初に、公職選挙法改正案起草小委員会の審議経過について一応の中間報告をいたします。小委員会は本日までに五回開会し、その間、第十五国会において本院を通過し、解散によつて審議未了に終了しました公職選挙法改正案要綱について、各項目ごとに審議をい

たして来たのでありますが、そのうち、公職選挙法第六条の選挙事項の周知及び棄権防止の關係につきましては、特に選挙管理委員会の常時の活動を進める意味におきまして、この際お手元に配付してある案のごとく成案化するに決定した次第であります。

この際これを朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条(選挙事項の周知及び棄権防止)」を第六條(選挙に関する啓発、周知等)に、「第二百六十一条(選挙管理費用の国と地方公共団体との負担区分)」を「第二百六十一条(選挙管理費用の国と地方公共団体との負担区分)」を「第二百六十一条(選挙管理費用の国と地方公共団体との負担区分)」に改める。

第六條の見出しを「(選挙に関する啓発、周知等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

自治庁長官、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関する必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

第二百六十一条の次に次の一条を加える。

(選挙に関する常時啓発の費用の財政措置)

第二百六十一条の二都道府県及び市町村の選挙管理委員会が第六條第一項の規定により行う選挙に関する常時啓発のための左に掲げる費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。

一 講演会、討論会、研修会、講習会、映画会等の開催に要する費用

二 新聞、パンフレット、ポスター等の文書図画の刊行又は頒布に要する費用

三 関係各種の団体、機関等との連絡を図るために要する費用

四 その他必要な事業を行うに要する費用

附則

この法律は、公布の日から施行する。

この案について御質疑なり御意見があれば、これを許します。――別段御質疑がないようでありますので、これを当委員会の成案といたしたいと思います。御異議ありませんか。

○森委員長 それではさよう決定いたしました。

次に本案の提出方法についてお諮りいたします。本案を当委員会提出の法律案として議院に提出するに御異議ありませんか。

○森委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○森委員長 御異議がありませんので、本案を委員会提出の法律案となすに決しました。

なお、本案に対する字句の整理等に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○森委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○森委員長 それではさよう決しました。

○森委員長 次に、公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)を議題といたします。

本案に對しましても、質疑は大體終了いたしておりますので、特に御質疑がなければ質疑を終了したいと存じますが、いかがでございますか。

○森委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○森委員長 それでは質疑は終了いたしました。

これより討論に付します。島上善五郎君。

○島上委員 私は、ただいま提案されました公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)に對しましては、社会党を代表して反対をいたします。

その理由を簡単に申しますと、教育委員の選挙が二年ごとに半数ずつ行われるというところになつておりますものを、今回は、今年の秋に行われる委員に限つて次回まで延ばして、爾後一緒に選挙をする、このようにしようというのでありますが、その理由は、費用が非常にかかる、こういうことであります。その他にも全然理由がないわけではあります。主たる理由は費用がかかるということである。しかしながら、費用がかかることは最初からわかり切つておつたことです。しかも、この提案の際に理由を承りかつ質問いたしました。が、当初選挙ごとに委員が一斉に交代することに伴つてもたらされる施策の急激な変化を回避することのために、二年ずつ半数選挙、こういうことになつておりましたが、その理由が今日消滅したとは考えられない。もし費用がかかるということだけで選挙を延ばそうというならば、私は単に選挙を延ばす前にもつと問題があると思ふ。というのは、現在の市町村、特に町村やあるいは特別区の教育委員会が、一休現在の形で存続すべきかどうかというところに大きな問題がある。その問題については本委員会が議論すべき筋合いでないけれども、一緒にするという前に、そういう根本的な問題を国会としては討議検討すべきものであると考える。今日では無用の長物化して、それこそ相当の費用の負担となつていくという声さえ上げられていくのですから、町村あるいは特別区の教育委員会の廃止の問題、あるいは任意設置制にするとかという問題に對して議論することの方がより重要であり、先決問題だ、こう考える。そういうような問題を一切不問に付して、このような一部改正によつて選挙の時期だけ一緒にしようというのは、あまりにもそ

の場限りの間に合せた改正と言わざるを得ない。

私も今日このような改正をする理由を発見することができません。従いまして、本案に対しては遺憾ながら賛成することができないのであります。

○森委員長 鑑治良作君。

○鑑治委員 私は原案に賛成いたします。この法律ができたときはどういう考えであつたかは知りませんが、ただ同じ教育委員で選挙されながら、一人だけ半分の任期にし、一人だけ四年にするということは、特殊の理由はなかつたかと思ひます。従つて、最初の理由のいかんは問いませんが、われわれは、同じ委員会であるならば、任期も一緒にする、改選も一緒にすることが最も実際に適合するものと心得まして、ただいまの改正案はまことに時宜に適したものだと思ひますから、賛成いたします。

○森委員長 並木芳雄君。

○並木委員 改進黨も賛成でございますが、反対の討論を聞いておりますと、費用の点だけが理由のようでありますが、そうだとすれば、われわれとしても納得が行きません。しかし、教育委員のような重要な委員においては、広く人材を求めるといふことが重点でなければならぬわけですから、そこで、半数改選ということは、島上さんからもお話がありました通り、半面においては非常にいい利点を持つてゐるのですけれども、選挙のたびに、いかにせん人数が半分でございますから、せつかく他に人材があつても一部に偏してしまふ。これが一番の遺憾な点だと思ひます。その点を今度織り込んで、

で、そうして一度に選挙をいたしますれば、二人のところは四人になり、三人のところは六人になるのですから、広く全地域にわたつて各方面から有能の士を集めることができる。そういう見解においての非常に有意義な修正案でございます。私もその見地から本案に対しては満腔の賛意を表する次第であります。

○森委員長 他に討論はございませんか。——これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決されました。

この際お諮りいたします。本案に関する衆議院規則第八十六条による報告書作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○森委員長 次に、公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）を議題といたします。

この際、自由党鑑治良作君より本案に対する修正案が提出されておりますので、その趣旨弁明を求めます。鑑治良作君。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案
公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二百七十条第二項から第四項までの改正規定を次のように改める。

2 この法律に規定する住所に関する要件を定めるに当つては、修学のため、下宿その他これらに類するものに居住する学生生徒（学校教育法第一条に規定する学校の学生及び生徒をいう。以下同じ。）の住所は、その者が賛、下宿その他これらに類するものに居住する直前に同居してゐた父母その他の親族の現に住所を有する地にあるものと推定する。但し、引続き三箇月以上同一市町村の区域内にある賛、下宿その他これらに類するものに居住する学生生徒が、引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有するものとして当該市町村の選挙管理委員会に申し出た場合は、この限りでない。

3

この法律に規定する住所に関する要件を定めるに当つては、営舎又は船舶内に居住する保安官又は警備官の住所は、その者が営舎又は船舶内に居住する直前に同居してゐた父母その他の親族の現に住所を有する地にあるものと推定する。但し、引き続き三箇月以上同一市町村の区域内にある営舎又は同一市町村の区域内に定け、港を有する船舶内に居住する保安官又は警備官が、引き続き三箇月以上営舎又は定け、港の所在地の市町村の区域内に住所を有するものとして当該市町村の選挙管理委員会に申し出た場合は、この限りでない。

4

第二項但書及び前項但書の規定は、これらの規定による申出があつた場合に限り、第二項本文及び前項本文の住所に関する推定規定の適用が排除される趣旨のものと解釈してはならない。

附則第一項中「昭和二十九年三月一日を公布の日」に改める。

附則第二項中「この法律の施行の際現に登録の申請の期間中にある補充選挙人名簿の調製を」を「この法律施行の際現に調製中の補充選挙人名簿（この法律施行の際既に確定した選挙に用いられていないものを含む。）に改める。

○鑑治委員 私はお手元に差上げました修正案を提出いたします。

この修正案の意味は、学生の選挙権の行使を便宜ならしめようとすることにあつてはかわりはありませんが、民法上の住所と選挙法上の住所とは、同じものが日本の法律において住所という以上は、一緒のものでなければなりません。しかるに、いかに選挙の便宜を考えて、民法上の住所がなくても、居所において指定されればよろしいやないかという思想のもとにできましたこの提案でありましたがゆゑに、われわれは、それではいけない、原則として民法上の住所と同一の考えをもつて定むべきものである、かように考えますので、原則として改訂にあるということを前提にしたいのであります。但し、住所をこちらに移したものとして居所において選挙権を行使しようとする場合は、これはいかなるものでもありません。よろしくそれを用ひたいと思いますが、こゝへは現わしておりませんけれども、われわれがこの申し出た場合はこの限りでないというのは、住民登録をしまして申し出てほしいと思ふのであります。それと申しますのは、住民登録法というものができております以上は、この住民

登録法の意義を生かして、しかも選挙権の行使に対しては最も重要な資料となすべきものであるということとは住民登録法制定の当時から言われておりましたから、これを無視してやるといふことは住民登録法制定の精神に反するものと考えますので、住民登録がある、しかしてこゝで選挙権を行使すると言われた以上は、喜んで採用しなければならぬ、かように考えるのであります。これは学生の点でありますから、さらにこれと同様に、保安官または警備官につきましても、同一の意味において同様の取扱いをすべきものだと考えるのであります。その他第四項及び附則等は原案の通りでございますので説明を省略いたしますが、どうぞ皆さんの御賛成を得たいと存じます。

○森委員長 いろいろ御議論もあるやうでございますが、日本は本会議もございまして、次会に質疑をすることにしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

〔参照〕
公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）に関する報告書（都合により別冊附録に掲載）